

平成 19 年 9 月 3 日  
郡山市財務部契約課

郡山市が発注した建設工事に関する苦情申立て及び再苦情申立てについて  
のお知らせ

郡山市では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約手続きの透明性を高め、公正な競争を確保するため、「郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領」を制定し、下記のとおり苦情及び再苦情の申立てができることになりましたので、お知らせいたします。

記

- 1 苦情の対象となる工事は、本市(水道局を除く。)が発注した建設工事とします。  
ただし、設計金額が 130 万円を超えない工事を除くものとします。
- 2 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりです。
  - (1) 制限付一般競争入札  
当該入札の参加申請者で要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、市長に対して当該用件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
  - (2) 公募型指名競争入札  
当該入札の参加申請者で非指名理由に対して不服がある者は、市長に対して当該非指名理由の説明を求めることができる。
  - (3) 通常指名競争入札  
当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該通常指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由について説明を求めることができる。
  - (4) 随意契約  
当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。
- 3 苦情の申立ては、次の方法により行うものとします。
  - (1) 2(1)の申立ては、市長が当該入札の参加要件を満たさない旨の通知をした日から起算して 5 日以内に、市長に対して、苦情申立書(第 1 号様式)を提出して行う。
  - (2) 2(2)の申立ては、市長が当該入札の指名をしない旨の通知をした日から起算して 5 日以内に、市長に対して、苦情申立書(第 1 号様式)を提出して行う。
  - (3) 2(3)の申立ては、市長が当該入札結果の公表をした日から起算して 5 日以内に、市長に対して、苦情申立書(第 1 号様式)を提出して行う。
  - (4) 2(4)の申立ては、市長が当該見積結果の公表をした日から起算して 5 日以内に、市長に対して、苦情申立書(第 1 号様式)を提出して行う。

- 4 苦情の申立てに対する回答は、苦情申立書を受理した日から起算して 5 日以内に、苦情申立に対する回答書(第 2 号様式)により回答するものとします。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができるものとします。
- 5 4の回答書を受け取った苦情申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情申立てを行うことができるものとします。
- 6 再苦情申立ては、市長から 4の回答書を受け取った日から起算して 7 日以内に、市長に対して、再苦情申立書(第 4 号様式)を提出して行うものとします。
- 7 6の再苦情申立てがあった場合は、市長は速やかに郡山市入札監視委員会に審議を依頼するものとし、その審議は、再苦情の申立てがあった日から概ね 50 日以内に行うものとします。
- 8 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内に再苦情申立に対する回答書(第 5 号様式)により回答するものとします。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとします。
- 9 苦情及び再苦情処理の結果の公表については、下記のとおり行うものとします。  
苦情申立書及び再苦情申立書に対する回答書を通知した後に、当該申立書及びその回答書を速やかに公表して行う。

詳しくは、本市ホームページに掲出してあります「郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領」を御覧ください。

【お問い合わせ先】郡山市財務部契約課工事契約係  
TEL024-924-2601 FAX 024-931-3245 e-mail [keiyaku@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:keiyaku@city.koriyama.fukushima.jp)

第1号様式（第4条、第5条関係）

年 月 日

郡山市長

所在地  
申立者 商号又は名称  
代表者氏名  
印

苦情申立書

郡山市入札及び契約の手続き等に関する苦情処理要領第4条及び第5条の規定により、  
下記のとおり苦情の申立てをします。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 不服のある事項
- 3 不服の根拠となる事項

第2号様式（第6条関係）

郡契第 号  
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名等 様

郡山市長 印

苦情申立に対する回答書

年 月 日付けで申立てのあった件について、郡山市入札及び契約の手  
続等に関する苦情処理要領第6条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 苦情申立てに対する回答及び理由

第4号様式(第10条、第11条関係)

年 月 日

郡山市長

所在地  
申立者 商号又は名称  
代表者氏名 印

再苦情申立書

郡山市入札及び契約の手續等に関する苦情処理要領第6条の規定により、年  
月 日付け 郡契第 号で回答のあった件について、その内容に不服があるので、  
同要領第10条及び第11条の規定により下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 再苦情申立ての内容(不服のある事項)及びその理由

第5号様式(第13条関係)

郡契第 号  
年 月 日

再苦情申立者の住所・氏名等 様

郡山市長 印

再苦情申立に対する回答書

年 月 日付けで申立てのあった件について、郡山市入札及び契約の手續  
等に関する苦情処理要領第13条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる工事名等
- 2 再苦情申立てに関する回答及びその理由、これに伴って講じようとする措置の概要  
(再苦情の申立てを認めない場合は、「講じようとする措置の概要」は記載しない。)